

6/11未満

攻勢対航空 選択肢に

空自「基本ドクトリン」

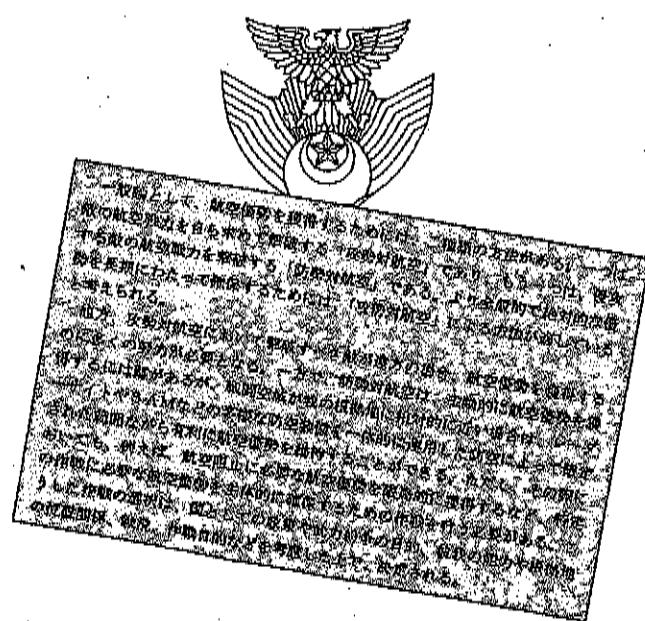
航空自衛隊の任務遂行に関する考え方をまとめた「基本ドクトリン」(教範)最新版では、敵基地攻撃を意味する「攻勢対航空」を、実際にに行う作戦の「選択」対象に挙げていて、ことがわからました。憲法を逸脱した作戦の遂行が自衛隊内で公然と検討されていた重大な事実です。

敵基地攻撃そのもの

憲法逸脱の作戦、公然と検討

最新版は2011年6月に「敵対航空」に関する成。日本共産党的殺田惠二衆院議員の資料要求に対し、防衛省が提出しました。ドクトリーンは、「航空戦力をその根拠地で破壊する」と明記。空軍が86年にまとめた「航空自衛隊ドクトリーン等に関する調査研究」では、「攻勢対航空」を「敵基地攻撃」として、①敵の航空戦力をと記しています。を自ら求めて撃破する「攻勢対航空」②侵攻する敵の航空戦力を撃破する「防勢対航空」は、「一つの方法の優劣を論じた上で、[.]うるをあげてあります。「攻としての政策や武力統

次第では「攻勢対航は、敵備空防」が2種類の位置関係、戦況、作戦目的などを考慮した上で、決定される」として、「排除しない」と答弁。従来、政府は同16日の衆院予算委員会で、岸田政権が検討する「敵基地攻撃」の実行、あるいは地上手段として、他国領空での空襲も自衛の範囲内だと必要な最小限度



航空自衛隊基本ドクトリン

「一般に禁止される海外派兵にあたる」(15年)
「平成11年衆院安保法制定、安倍晋三首相(当時)と菅井・懸念相反する立場を示してしまった。鹿田文雄議相は「平成11年の衆院予算額國会で、「この立場を引き継ぐ」と表明しましたが、そうであれば、空自が「攻勢対航空」を作戦の選択肢に挙げるに至る体の是非が問われる上にならぬ。